6月の納期(納期限=6月30日火まで) 市県民税(第1期)

国民健康保険料(6月期(第1期))

介護保険料(第1期)

新型コロナウイルス感染症の予 防のため、掲載しているイベント などの内容が変更・中止になる場 合があります。最新情報は市ホー ムページを確認またはお問い合わ せください。

歯みがき教室(7月)

■親子歯みがき教室

■会下表のとおり

会場	日程	時間	
市保健所	7日(火)	13時30分、14時、 14時30分、15時	

四歯科衛生士の個別歯みがき指導

図本市に住民登録があり、歯みがき に不安のある未就学児とその保護者 定16組(先着順)

■歯っぴーはみがき教室

■会下表のとおり

会場	日程	時間
市保健センター 南部分室	8 🗆 (水)	9時30分、 10時、
市保健所	21日(火)	10時20分

四歯科医師の歯科健康診査と歯科衛 生士の歯科保健指導とフッ化物塗布 (希望者)

対本市に住民登録がある未就学児 (年度に2回限り)

定各40人(先着順)

■夏休み!!歯っぴーはみがき教室

■会下表のとおり

会場	日程	時間	
市保健所	27日(月)	13時30分、	14時

四歯科医師の歯科健康診査(親子) ※幼児1人につき保護者1人 歯科衛生士の歯科保健指導とフッ化 物塗布(希望者)

図本市に住民登録がある平成26年 4月2日~平成29年4月1日生ま れの幼児とその保護者

定20組(先着順)

〈共通事項〉

■問電話で健康づくり推進課 **☎**911-1868 · **₹**925-0230 **△**

福祉・保健

①重度心身障害者②ひとり親 家庭医療受給者証の更新

7月1日から①と②の受給者証が 新しくなります。新しい受給者証は 6月末までに郵送します。届かない 場合は、お問い合わせください。 問①障がい福祉課☎948-6936・

32-7553②子育て支援課☎948-6888 • **M**934-1814

▋食品営業許可継続手続き

■受け付け期間=6月1日(月)~30日(火) 8時30分~17時(土・日曜日を除く) 会市保健所 (萱町六丁目)

☑必要なもの=現在の営業許可証、 食品衛生責任者手帳、更新手数料(業 種により異なる)

※住所、代表者などに変更がある場 合は事前に下記問い合わせ先に確認 図食品営業許可期限が6月30日ま での営業者

間生活衛生課☎911-1808・12923-6627

調理師試験

■試験日=8月6日休 会県庁 (一番町四丁目)

■問6月8日例~19日金(消印有 効)。直接または郵送。必要書類を 〒790-0813萱町六丁目30-5生活 衛生課(市保健所1階) ☎911-1808 · **™**923-6627へ

※詳細はお問い合わせください

重度心身障害者 介護激励金現況届の提出

重度心身障害者介護激励金の受給 者は、5月末送付の現況届を6月 30日火までに障がい福祉課(市役 所別館1階)へ提出してください。 問障がい福祉課☎948-6936・

3932-7553

日常生活用具の給付

四特殊寝台、入浴補助用具などの給 付・福祉電話などの貸与

または特定医療費(指定難病)受給 者証所持者(障がい名や等級、疾病 などの要件あり)

※介護保険制度の適用が優先される 場合あり

> 関原則1割負担(その他要件あり) 間障がい福祉課 (身体・知的) ☎948-6936·**™**932-7553、保健予防課 (精神・難病患者など) ☎911-1857・ **XX**923-6062

ありがとうございます (敬称略)

まごころ銀行

【指定預託】田中繁男▶石井ボラン ティア

まごころ銀行では、善意の寄付を 受け付けています。

間市社会福祉協議会(総合福祉セン ター内) ☎941-4122・**33**941-4408

※履歴書はA4判、3カ月以内に撮 影の顔写真貼付。職員採 用情報の詳細や実施要領 は市ホームページを確認



パートタイム債権徴収職員

■□述試験=7月10日金10時~ 会松山センタービル 1 号館(三番町 四丁目) 4階第3会議室

四業務内容=介護保険料徴収と関連 事務処理▶勤務期間=8月1日~令 和3年3月31日(成績により更新 あり) ▶勤務時間=8時30分~17 時30分の間で1日あたり6時間(休 憩1時間を除く。シフト制)▶賃金 =基本給12万8,439円(5月1日現 在。期末手当、社会保険などあり) 対定原動機付自転車の運転ができ、 かつ文書作成などパソコンの基本操 作ができる人。2人程度

⊞間6月26日蛍(消印有効)。直接 または郵送。履歴書を〒790-8571 介護保険課☎948-6966・22934-0815~

※詳細は実施要領(市ホームページ にあり)を確認

任期付職員(保健師) 【育児休業代替】

■7月12日(□)8時30分~

会松山センタービル 1 号館(三番町 四丁目)

□業務内容=育児休業を取得する正 職員(保健師)の代替として関連業 務に従事▶勤務場所=市長の事務部 局▶勤務期間=職員の育児休業の取 得状況に応じて採用

対保健師の免許を所有し、地方公務 員法第16条各号に該当しない人 雇 2 人程度

■ 6月1日 例~30日火(消印有 効)。直接または郵送(簡易書留で 封筒の表に「任期付職員(保健師) 申し込み」と朱書き。返信先を明記 し84円切手を貼った長3サイズの 返信用封筒を同封)。申込書、受験 票(いずれも人事課〈市役所本館4 階〉、案内所〈同1階〉、支所、市民 サービスセンター、市ホームページ にあり)を〒790-8571人事課 **☎**948-6940 ⋅**™**934-9205へ

要介護認定訪問調査員 (専門職員)嘱託職員

四要支援または要介護認定を申請し た被保険者の自宅や施設、病院など を訪問して調査項目に沿って聞き取 り調査を行う▶業務内容=要介護認 定訪問調査(研修期間約1カ月あり) ▶勤務期間=1年間(年度途中採用 の場合、年度末まで。成績により更 新あり) ▶勤務時間=原則、月~金 曜日の8時30分~17時15分▶賃 金=基本給19万8,800円、賞与年 2回(5月1日現在。通勤手当、社 会保険などあり)

対定次の全てに該当する人▶昭和 35年4月2日以降に生まれた▶要普 通免許(原動機付自転車の運転がで きる)▶介護支援専門員の資格を持 つ▶文書作成などパソコンの基本操 作ができる。若干名

申問随時受け付け。直接または郵送。 嘱託職員採用試験申込書(市社協 ホームページにあり)を〒790-0808若草町8-2市社会福祉協議会 事業部調査支援第1課(市総合福祉 943-6544^

※面接日時は、後日電話 連絡



▋市社会福祉審議会臨時委員

四市高齢者福祉計画・介護保険事業 計画(案)の策定のため今年度に3 回程度の会議を昼間に開催予定▶報 酬=1回8,300円(5月1日現在)

対定本市在住の40歳以上で、市の 審議会の委員でない人。2人程度 ⊞問6月19日蛍(消印有効)。直接 または郵送・ファクス・eメール。 応募用紙(介護保険課〈市役所別館 2階〉、市ホームページにあり)と「地 域包括ケアシステムの構築・推進に 向けた今後の松山市の高齢者福祉・ 介護保険制度について」をテーマに した作文(日本語800字程度)を 〒790-8571介護保険課☎948-6840 · **™**934-0815 · **⊆**kaigo@

city.matsuyama.ehime. jp∧

※書類審査後、面接審査。 日程は後日通知



ふれあいギャラリー出展グループ

■出展期間=10月1日(水)~令和3 年3月30日(火までの水曜日を除く 1週間程度

会いよてつ髙島屋南館2階市民サービスセンター

☑絵画、書道、陶芸、写真など文化 活動全般(会議、講演、演奏、販売 行為などは不可)

図本市に在住または通勤している人が所属する文化・学習・趣味のグループ(3人以上)。グループから展示作品の常駐の管理者1人以上必要

□間 6月1日 同~7月31日 金(火曜日を除く)。直接、いよてつ高島屋南館2階市民サービスセンター ☎941-9911・**2**933-9965へ

お知らせ

アスベスト含有調査費用補助

△下表のとおり

民間建築物で、吹き付けア スベストなどが施工されて 建築物 いるおそれがある建築物 【補助申請時】付近見取り図 建築確認通知書と検査済証 の写し、配置図、各階平面 図 (施工場所を表示)、現況 写真(建物外観および施工場 所)、建物の所有権を証する 補助申請 書類、共同住宅の場合決議 を証する書類、複数の調査 会社の見積書など 【完了報告時】分析調査結果 報告書、調査会社との契約 書の写し、請求書と領収書 (内訳書)の写しなど 含有調査を行う建築物の所 |有者(登記簿などにて確認) 対 象 者 市税などを滞納していない 人(完納証明書添付) 含有調査に必要な経費の額 とし、1カ所あたり10万円 以下(ただし、1棟につき 補助金額 25万円が限度) 受け付け 11月30日/月まで 期 数 5 力所程度(先着順)

間建築指導課☎948-6512·**3**934-0640



動物愛護管理法が 6月から改正されます

動物愛護管理法が改正され、6月 1日から動物の不適切な取り扱いへの対応が強化されます。

所有者が守るべきことがさらに明 確になり、適正な飼育に関する規制 が強化され、罰則も大きく引き上げ られます。詳細は、市ホームページ

を確認してください。

動物は、責任と愛情を持って飼育しましょう。

問生活衛生課☎911-1862・**3**923-6627



【猫の不妊・去勢手術へ補助

図飼い猫は年度内、1世帯1頭で雄1,000円、雌2,000円。飼い主のいない猫は1頭につき、雄3,000円、雌7,000円(制限なし)

図本市に住民登録がある飼い主(飼い主のいない猫は市内で保護した猫で、識別のため耳カットを施した場合に限る。猫の捕獲機貸し出しあり) 定予算がなくなり次第終了(先着順) 中令和3年3月31日(水まで(消印有効)。直接(生活衛生課のみ郵送可)、申込書(生活衛生課〈市保健所1階〉、支所、動物病院〈一部を除く〉にあり)を〒790-0813萱町六丁目30-5生活衛生課または支所へ

問生活衛生課☎911-1807・**23**923-6627



6月9日(火)はコンビニ交付 サービスを一時停止します

終日メンテナンスのため、マイナンバーカードを使って証明書などが取得できるコンビニ交付サービスが利用できません。証明書を取得の際は市民課・支所・市民サービスセンターを利用してください。

間市民課コンビニ交付ナビダイヤル ☎0570-089-017・33934-1801

■第45回市民大清掃を中止します

7月12日(日の第45回市民大清掃は、新型コロナウイルス感染症が全国的に広がっている状況から、中止します。

各地域でボランティア清掃をする 場合は、清掃課がごみ袋の無償提供 と集めたごみを収集しますので、事 前に問い合わせてください。

問清掃課☎921-5516・**™**921-6311

家庭用廃パソコンを 粗大ごみとして収集します

市一般廃棄物処理実施計画が改定 されたため、4月1日から家庭用廃 パソコンを粗大ごみとして回収して います。

【本市での処分方法】

▶粗大ごみ戸別収集に申し込む▶小型家電回収ボックス(支所〈生石・余土・味生は公民館〉、出張所〈栗井、河野のみ〉、市役所本館1階、まつやまRe・再来館、清掃課、総合コ









島の観光宣伝大使しまぼ

◆忽那諸島紹介 「興居島ビューポイント(鷲ヶ巣)」

興居島の各所では、島ならではの景色を楽しむことができます。鷲ヶ巣にある稲荷大明神から少し北上した農道あたりでは、瀬戸内の穏やかな海と、しま山100選に選ばれた小宮土山(興居島・泊)を臨む絶暑が広がります。

富士山 (興居島・泊) を臨む絶景が広がります。 「里島めぐり」ウェブサイトでは、忽那諸島の魅力を紹介する動画『忽那諸島"里島"グラフィティ』を配信しています。 ぜひご覧ください。



問中島支所☎997-1840・12997-1585

ミュニティセンターに設置) に投入 ▶南クリーンセンター (市坪西町) に直接搬入▶各パソコンメーカーや パソコン3 R推進協会のリサイクル 制度を利用

※詳細は市ホームページを確認 注意ブラウン管ディスプレイとブラウン管ディスプレイー体型パソコンは排出禁止物です。各パソコンメーカーやパソコン3R推進協会のリサイクル制度を利用してく

ださい 記述提出 **9**021 FF

問清掃課☎921-5516・ **™**921-6311



南クリーンセンターの 混雑緩和にご協力ください

土曜日や連休はごみの持ち込みが 増加し、南クリーンセンター周辺の 道が大変混雑します。粗大ごみの戸 別回収を利用するなど、混雑の緩和 にご協力ください。

問清掃施設課☎948-6902・**™** 934-1825



南クリーンセンター混雑の様子

中小企業経営者の皆さまへ 福利厚生のお手伝いをします

図市内の中小企業で働く従業員や事業主、本市在住で市外の中小企業に勤務する人

※事業所単位で加入

図入会金=会員1人につき500円 (入会時のみ) ▶会費=会員1人につき700円(月額)

※入会金や会費は原則として事業主 が負担

【選べる使える福利厚生メニュー】

■慶弔共済金

祝金制度	
結婚祝金 結婚記念祝金 (25周年・35 周年・50周年)	
出産祝金 入学祝金(小学校・中学校)	各1万円
成人祝金	
還暦祝金	
永年勤続祝金(10年・20年・30年)	
在会15年祝金	5,000円

弔慰金および見舞金制度			
死亡弔慰金	~35万円		
傷害見舞金			
傷病見舞金	給付条件・給付金額な ど条件に応じて給付		
住宅災害見舞金			

■助成金

健康管理や余暇活動				
健康診断や日帰り人間ドックの受診	年度内 1回	2,000円 3,000円 ※指定施設 病院		
インフルエンザ の予防接種	年度内 指定期間 1回	1,500円		
宿泊を伴う旅行や レクリエーション (観劇・ゴルフなど)	年度内 2回	3,000円		

■割引券

映画館等特別利用券・温泉施設割引 利用券=各10枚

問地域経済課☎948-6399・**3**934-1844

その他のお知らせ

知っていますか?電波のルール

6月1~10日は電波利用環境保護周知啓発強化期間です。電波利用環境が、不法な電波で乱されると社会は大迷惑。電波の利用には、原則、免許が必要です。間総務省四国総合通信局2936-5055